

実践研修受講要件としての実務経験（OJT）について

1 実践研修を受講するために必要な要件

(1) 原則

基礎研修（相談支援初任研＋サビ管等基礎研修をいう。以下、同じ。）終了後、2年以上の実務経験（OJT※）により、実践研修の受講が可能

※業務内容：相談支援業務、直接支援業務、みなし配置によるサビ児管業務 等

業 務	①配置に必要な実務経験	②基礎研修受講に必要な実務経験
相談支援業務	5年	3年
直接支援業務（社会福祉主事任用資格等なし）	8年	6年
直接支援業務（社会福祉主事任用資格等あり）	5年	3年
有資格者等（国家資格等）	3年	1年

<注意>

基礎研修を上表②の年数で受講している場合

- ・OJTの期間は、2年以上必要
- ・OJTの期間を配置に必要な実務経験の期間として算定する場合は、「1年につき180日」の勤務が必要

(2) 例外

以下の3点をすべて満たした場合は、例外的に「6月以上」の実務経験（OJT）で実践研修の受講が可能

- ① 基礎研修受講日時点で、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務を3～8年）を満たしていること。

※サビ管等の配置に係る実務経験要件は【別紙3】又は【別紙4】を参照

- ② 障がい福祉サービス事業所等において、『個別支援計画作成に係る業務』に従事していること。

※詳細については、「令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ&A（以下、「国Q&A」という。）の問1～問6を参照

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出（変更届等）を行っていること。

2 「個別支援計画作成に係る業務」に従事していることの届出

実践研修受講において、上記1（2）の適用を受ける予定の者がいる場合は、個別支援計画作成業務に従事する旨を別紙「変更届出書」に関係書類を添え、「OJT開始後10日以内」に各指定権者へ届け出ること。 ※詳細については、県HP掲載の「よくある質問」を参照
<届出に必要な書類>

変更届出書、勤務形態一覧表（変更月）

※手続き等の問い合わせ先

指定権者	問い合わせ先
県（障がい者）	各保健福祉（環境）事務所 社会福祉課
県（障がい児）	障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係
政令・中核市	各市の障がい福祉担当課